

## 日本ミュージアム・マネージメント学会賞規程

### (一) 名称

本賞は、日本ミュージアム・マネージメント学会賞（以下「学会賞」という。）と称する。

### (二) 目的

学会賞は、本学会の活性化ならびにミュージアム・マネージメントに関する人材育成および社会的関心の高揚を目的とする。

### (三) 対象

1. 学会賞の選考対象は、次の通りとする。

(1) 本学会が発行した『研究紀要』に掲載された、論文・報告・実践事例等当該選考は、表彰が行われる総会を開催する年の前年度を主たる対象期間とする。

### (四) 選考方法

各年の学会賞を選考するため、会長を長とし、会長が委嘱する者をもって選考委員会を組織する。広く選対象を求めるため、各研究部会長・各支部長からの推薦候補の提案を求めるものとする。

### (五) 表彰件数

学会賞の表彰件数は、当該年の選考委員会において決定する。

### (六) 授与

学会賞は、毎年総会において、受賞者（団体を含む）に対し会長より正賞（表彰状）が授与される。

### 附則

1. この規程は、平成 11 年 6 月 20 日から施行する。
2. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改定する。
3. この規定は、平成 30 年 10 月 28 日から改定する。